

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ & コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2008 年 4 月上旬から 4 月下旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

<p>[規則]</p> <p>○「国家税務総局の輸出税額還付詐欺企業への輸出税額還付処理停止の関係問題に関する通知(国税発[2008]32号、2008年3月25日発布、同年4月1日実施)</p> <p>●「税関総署公告 2008 年第 19 号(企業分類管理過程で使用する法律文書及び関係申請表様式)」(2008年3月27日公布、同年4月1日実施)</p> <p>●「税関総署公告 2008 年第 20 号(一部税関公告及び規範的文書廃止について)」(2008年3月27日公布、同年4月1日実施)</p> <p>○「税関総署公告 2008 年第 21 号(税関特別監督管理区域に搬入される一部産品に対する輸出関税不徴収について)」(2008年3月31日公布、同年2月15日実施)</p> <p>○「国家税務総局の土地使用者が土地使用权を土地所有者に返還する行為の営業税問題に関する通知」(国税函[2008]277号、2008年3月27日発布)</p> <p>○「国家税務総局の不動産開発企業所得税予納問題に関する通知」(国税函[2008]299号、2008年4月7日発布、同年1月1日実施)</p> <p>○「国家税務総局の外資企業の見なし内販貨物仕入税額控除の関係問題に関する通知」(国税函[2008]265号、2008年4月9日発布、同年4月1日実施)</p>	<p>増値税輸出税額還付を詐欺した企業に対する罰則規定。詐欺した金額に応じ、半年から3年まで税額還付を停止し、その間は自営輸出だけでなく、委託・代理による輸出でも税額還付を行わないとしている。</p> <p>【重要】詳細は下記の解説をご参照。</p> <p>同上。</p> <p>保税区、輸出加工区などの生産企業が国内区外から購入した輸出製品生産用の鉄鋼及び鉄鋼製品(合計92品目)については、区内に搬入する際に輸出関税を徴収せず、ただし、実質的加工をせず区外へ搬出する場合は輸入関税・増値税を徴収するとしている。具体品目リストは、税関総署のウェブサイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/d629a2f8.htm</p> <p>土地使用者が土地使用权を土地所有者(国または農村集団)に返還する際に、県級以上の地方人民政府の土地使用权回収の正式文書を提示すれば、土地収用補償費の源泉に関わらず、営業税を徴収しないとした通知。</p> <p>不動産開発企業(居住者企業)が建物等の完成前に予約販売で取得した収入について、一定の予測利益率で予測利益額を計算、企業所得税を予納することを定めた通知。予測利益率は、省・自治区・直轄市・計画単列市の人民政府所在地の市街地と郊外は20%以上、地級市(省のすぐ下の市)などの市街地と郊外は15%以上、その他は10%以上とされている。</p> <p>対外貿易企業(注:外商投資商業企業を含む)に対する増値税徴収管理強化に関する通知。貨物を購入した場合、内販・輸出に関わらず、購入先から取得した増値税専用發票について規定の期限(注:発行日から30日)内に税務局で認証を受けることなどが規定されている。</p>
--	--

<p>●「財政部の大型・精密・高速数値制御設備及び中核部品・パーツの輸入税収政策調整に関する通知」(財関税[2008]32号、2008年3月26日発布、同年1月1日実施)</p>	<p>【重要】国産設備製造業の発展を目的とした設備製造企業に対する部品・原材料輸入時の関税・増値税の先徴収・後還付に関する通知の第1弾。これに伴い、奨励類外商投資プロジェクトの免税輸入設備が一部削減される。詳細は下記の解説をご参照。</p>
<p>●「税関総署公告2008年第24号(『国务院の設備製造業振興加速の若干意見』の関係輸入税収政策実施に関する通知の執行問題)(2008年4月11日、同年1月1日実施)</p>	<p>同じく第2弾の通知。詳細は下記の解説をご参照。</p>

●「税関企業分類管理弁法」の関係通知が出る

4月1日付で「税関企業分類管理弁法」が施行となったが、3月下旬になって税関総署から上記表中の2つの関連公告が出た。(「税関企業分類管理弁法」の概要については、本誌2月6日号をご参照。)

1つは、企業の類別申請書や税関の決定書、またAA類とA類の類別申請時に提出が必要とされる「経営管理状況報告」など14種類の書式についての公告(第19号)、もう1つは、弁法の施行に伴い廃止された旧弁法(「税関の企業に対する分類管理実施弁法」)の関連規定5本の廃止に関する公告(第20号)である。

これらの公告が出たのは、弁法の施行直前である。そのため、税関への申請・認定手続きで混乱が生じると思われたが、一部の地方税関では、当面、登録企業の類別を従前の扱いとし、一定の期限までに税関が調整する旨の公告を出している。その地方税関は北京、天津、上海、蘇州などだが、公告の内容はほぼ共通で、次のとおりである。

- ・従来のA、B、C、D類企業は、そのまま新弁法のA、B、C、D類に移行するが、税関が規定の基準・条件に従って審査・確認を行い、条件に適合しない場合は6月30日までに調整する。
- ・「紅名單」企業(注1)は、4月1日から暫定的にAA類とするが、5月31日までに登録地税関にAA類申請をし、税関が規定の基準・条件に従って審査・確認を行う。
(注1)従来、税関が独自に認定し通関で便宜を与えていた大型優良企業のこと。現在、全国で542社が認定されている。
- ・「三高一大大」企業(注2)は、4月1日から暫定的にAA類とするが、6月30日までに登録地税関にAA類申請をし、税関が規定の基準・条件に従って審査・確認を行う。その際、税関の現場検査を受けたことがない場合は、現場検査を受ける。
(注2)「中国高新技术輸出製品目録」に記載される製品の生産・輸出を行い、税関が通関に便宜を与えていた大型企業のこと。その数は明らかでないが、全国で数百社と見られる。
- ・保税區、輸出加工區などの税関特別監督管理區域の企業は、暫定的にB類とし、B類の条件に達しない場合は税関が6月30日までに調整する。A類の条件に達している場合は、企業の申請に基づき規定の期限内に調整する。区内で経営活動を行うときは「企業分類管理措置目録」(注3)が適用されないが、区外では適用される。
(注3)この目録は、類別毎の税関の管理措置を示したもので、税関総署が別に定めることになっているが、未だ発布されていない。
- ・「通関企業」(注4)とその税関管轄区を越える分支機構は暫定的にB類とし、B類の条件に達しない場合は6月30日までに調整する。A類の条件に達している場合は、企業の登録地税関への申請に基づき、税関が規定の期限内に調整する。
(注4)他社の通関代理業務を行う物流企業のこと。

まだ公告を出していない地方税関もこれに同調すると思われるが、地方によっては当初から企業の申請を受け付けるところもありうるので、所在地税関の公告・通知にご注意いただきたい。

ところで、類別の申請をする際の提出書類で注目されるのが、「経営管理状況報告」である。これはAA類

と A 類の申請時に提出が必要とされるものだが、その書式を見ると、企業の内部管理やセキュリティの体制についてかなりの数の設問が設けられており、これらが認定の重要な条件と見られる。

例えば、内部管理体制では、輸出入業務・税関事務の専門部署があるか、輸出入業務のマニュアル・規程があるか、貨物の企業内部の移動過程を記録しているか、貿易関係資料・データの保管について秘密保持・アクセス制限を設けているか、税関との専門の連絡員を指定しているか、など 17 問が設定されている。また、セキュリティ体制については、貨物、経営場所、人員、貿易相手、情報セキュリティなど 6 項目にわたって 33 問が用意され、最後にセキュリティ上のリスクについて自己評価を記述するようになっている。

本誌 2 月 6 日号で紹介したように、AA 類・A 類の認定を受けると、他の類別に対して大きなアドバンテージが得られることから、ぜひともその条件を研究し現地法人の管理体制整備に図っていただきたい。なお、書式についての公告は、税関総署の次のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/cd057548.htm>

●奨励類外商投資プロジェクトの免税輸入設備が削減される

昨年 1 月、国産設備製造業の発展に関して、財政部などの関係部門から輸入税を優遇する方針が示されたが(注 1)、このほどその具体的な内容に関する財政部の通知及び税関総署の公告が出た。上記表中に示したもので、財政部の通知は大型・精密・高速の数値制御(NC)設備、税関の公告は鉱山用の大型ダンプトラックを対象としている。これらを製造するメーカーが中核部品や原材料を輸入する場合、輸入関税と輸入増値税を先に徴収して後で還付し、還付税額をそのメーカーの「国家資本金」に転換するという措置が採られるが、これに伴って、奨励類外商投資プロジェクトが免税で輸入できる設備が削減された。

(注 1)「財政部、国家発展改革委員会、税関総署、国家税務総局の『国務院の設備製造業の振興を加速する若干意見』の関係輸入税収政策実施に関する通知」財関税[2007]11 号、2007 年 1 月 14 日発布。

2 つの通知・公告の要点を整理すると、次のとおり。

1. 財政部通知

- ・2008 年 5 月 1 日以降に認可される「外商投資産業指導目録」の奨励類に該当する外商投資プロジェクト(プロジェクトの審査許可、認可または登記の日を基準とする＝後述)が、総投資額内で輸入する「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録(2006 年改訂)」第 10 類(1)、(2)、(3)(注 2)に記載される工作機械及びプレス機械を輸入する場合、一律に輸入関税を徴収し、輸入増値税は免除する。

(注 2)この目録の該当部分には、全ての非数値制御工作機械のほか、数値制御工作機械のうちレーザー加工機、切削機、マシニングセンター、旋盤、研削盤など、及び各種プレス機械が含まれている。目録については、次の商務部のウェブサイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/bh/200703/20070304416470.html>

- ・2008 年 5 月 1 日より前に認可された「国務院の輸入設備税収政策の調整に関する通知」(国発[1997]37 号)に規定される外商投資プロジェクトが、総投資額内で輸入する上記の自己使用設備を輸入する場合は、2008 年 10 月 31 日までは関係規定により執行し、11 月 1 日以降は一律に輸入関税を徴収し、輸入増値税を免除する。(注 3)

(注 3)国務院通知では、対象の外商投資プロジェクトは「外商投資産業指導目録」の奨励類と制限乙類とされているが、制限乙類は 2002 年の目録改訂により廃止になっている。これらは、10 月 31 日までに上記の設備を輸入する場合は、免税となる。ただし、その期限が税関への免税申請日を基準とするのか輸入通関日を基準とするのかなど詳細が明らかでない点、ご注意いただきたい。

- ・中西部外商投資優勢産業プロジェクト、外国政府借款プロジェクト及び国際金融組織借款プロジェクトで上記の設備を輸入する場合、及び加工貿易で外国側の無償提供により上記の設備を輸入する場合は、上記の規定を参照して執行する。(注 4)

(注 4)即ち、これらの場合も 5 月 1 日以降に認可を受けた場合は関税は徴収、増値税は免除、5 月 1 日より前に認可を受け、10 月 31 日までに輸入する場合は関税・増値税とも免除となる。

2. 税関総署公告

- ・2008年4月1日以降に認可を受けた国内・外商投資プロジェクト(プロジェクト認可日を基準とする)が、積載重量328トン以下のオフハイウェイ用電動ダンプトラック、同じく40トン以下のオフハイウェイ用アーティキュレート・ダンプトラック、及び全ての機械電動装置付きリジッド式オフハイウェイ用ダンプトラックを輸入する場合、一律に輸入免税政策の執行を停止する。(注5)
(注5)輸入関税・増値税とも徴収されるものと見られる。
- ・2008年4月1日より前に認可を受けた国内・外商投資プロジェクトが、9月30日までに項目確認書などの関係資料をもって税関に減免税を申請し、税関が受理した場合は、「国務院の輸入設備税收政策の調整に関する通知」(国発[1997]37号)の関係規定に従って執行し(注6)、10月1日以降は税関は減免税申請を受理しない。
(注6)即ち、外商投資企業は奨励類プロジェクトの認定を受け、9月末までに上記設備の輸入申請をする場合、関税・増値税とも免除となる。

今回の免税輸入設備の調整で多くの企業に影響を及ぼすのは、工作機械とプレス機械の方だろう。すでに奨励類プロジェクトとして免税が確定している企業は、10月末の期限(上記のように税関への免税申請の期限か輸入通関手続きの期限かが不明)に注意されたい。また、目下、現地法人の設立または増資手続き中の企業、加工貿易認可手続き中の企業は、4月末までに必要な手続きを完了すれば免税とされるが、これも具体的な手続きの内容が明らかでないため、急ぎ関係部門に確認する必要がある。外商投資プロジェクトの場合、上記のように「プロジェクトの審査許可、認可または登記の日を基準とする」とされているが、それが発展改革部門のプロジェクト認可や商務部門の企業設立認可の日を指すのか、免税が最終的に確定する「項目確認書」の発行日なのか、が分からない。加工貿易についても、商務部門の認可日か、または税関への申請日か認可日か、が明らかでない。

ただ、免税手続きに間に合わなかったとしても、徴収されるのは輸入関税だけで増値税は免除されるため、税負担はそれほど大きくない。工作機械・プレス機械の関税率は、品目により異なるが、おおむね10%前後である。増値税を免除としたのは、奨励類プロジェクトに該当する外商投資企業が国産の同種設備を購入した場合には増値税還付の優遇が与えられることから、外国製品を差別してはならないとするWTOのルールに従ったものと思われる。

今後、免税輸入対象から除外される設備は、さらに拡大されると思われる。今回は、工作機械・プレス機械とダンプトラックだけだったが、これらの元となった上記(注1)の通知では、中国政府が重点的に発展させる対象設備として16種類があげられている。そのうち生産設備は、大型石化プラント、大型薄板冷熱延設備及びメッキ加工設備、新型紡織機械、半導体生産用中核設備・新型平面ディスプレイ生産設備・電子デバイス生産設備・無鉛技術による機械組立設備などだが、これらの関連設備も免税輸入対象から除外される可能性がある。

なお、今回、免税輸入対象から除外された工作機械・プレス機械は、「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」(以下、「内資プロジェクト用目録」と略称)に記載されるものである。従来、奨励類外商投資プロジェクトが免税で輸入できる設備も、加工貿易で外国側が無償で提供する免税設備も、「外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」(以下、「外資プロジェクト用目録」と略称)に記載されるものを除く、とされてきた。それが今回は、「内資プロジェクト用目録」が例外品目の根拠とされている。

「外資プロジェクト用目録」には生産設備が含まれず、一方で、「内資プロジェクト用目録」には多数の生産設備が含まれていることから、以前から「外資プロジェクト用目録」の改訂が予定されており、改訂版には生産設備も入ると見られていた。しかし、今回のように、外商投資プロジェクトにも「内資プロジェクト用目録」が適用されると、今後、これに記載される全ての非免税設備(800品目以上)がなし崩しに外商投資プロジェクトに適用される可能性もある。この点、注意しておきたい。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上 隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**第1四半期の主要経済指標**: 国家統計局が16日発表した統計に拠ると、本年第1四半期のGDP成長率は、豪雪被害や米国のサブプライムローン問題の影響を受けて前年同期比10.6%の増加と、2007年第4四半期の11.2%よりやや減速した。一方、消費者物価指数(CPI)は高水準が続き、前年同期比8.0%上昇し、今年の政府目標の4.8%を大きく上回った。輸出は同21.4%増の3,059億米ドルとなったが、前年同期の伸び率より6.4ポイント下落した。輸入は同28.6%増の2,645億米ドル、貿易黒字は10.6%減の414億米ドルとなった。

◆**広州交易会 貿易企業は成長方式の転換を加速**:

第103回春季広州交易会の会期前半が20日、閉幕した。人民元高の加速、サブプライムローン問題、加工貿易政策の調整、原材料・労働コスト・土地価格の上昇等、内外の経済情勢の変化を受け、貿易企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、参加企業の中には今回のテーマである「質の向上・環境保護・知財保護・自主技術革新」に基づき、新技術・新製品を投入して付加価値を高め、新しい成長方式を模索する姿が見受けられた。なお、交易会に参加した商務部の部長は、今年第1四半期の輸出の伸びの鈍化について「合理的な範囲」とした上で、今後は貿易動向を注視しつつ、「二高一資」「環境汚染製品」等に対する規制は引き続き継続する方針を明らかにした。

◆**北京-上海高速鉄道が着工**: 21日、北京と上海を結ぶ高速鉄道が着工した。完成は5年後の予定。北京南駅と上海虹橋駅を結ぶ全長1,318キロメートルの鉄道で、時速は350キロ、完成後は北京-上海間が5時間に短縮される。輸送能力の向上に繋がることが期待され、旅客量は現在の2倍以上の年間1億6,000万人が見込まれる。

【産業】

◆**第1四半期 全国70大都市の不動産価格11.0%上昇**: 国家発展改革委員会、国家統計局は、18日、第1四半期の全国70主要都市の不動産価格を発表した。賃貸価格こそ前年同期比+2.1%(前期比▲1.0%)と上昇ピッチの鈍化を見せたが、建物の販売価格と土地使用権の販売価格はそれぞれ同+11.0%(同+0.8%)、同+16.5%(同+5.8%)と、引き続き2桁の上昇となった。

◆**第1四半期 鉄鉱石輸入価格は8割上昇**: 税関総署の統計によると、第1四半期の鉄鉱石輸入平均価格は前年同期比で8割以上も上昇した。鉄鉱石の需給が逼迫する中、寡占化が進む資源会社による値上げ圧力や、外国の輸送手段への依存が高いことによる輸送コストの高止まり等が理由。鉄鉱石輸入価格の上昇が更に川下の家電、自動車、住宅等の商品価格に及ぼす影響が懸念されている。

【貿易・投資】

◆**4つの国家環境保護基準を公布**: 中国環境保護部は国家品質監督検査検疫総局と共同でこの程、汚染物質排出に関する国家基準を発表した。本年3月の環境保護部発足以来初めての国家環境保護基準で、汚染物質排出の規制基準を引上げ、監視規制システムを整備するもの。4つの基準は「炭層ガス(炭鉱ガス)排出基準(暫定)」、「生活ごみ埋立場汚染規制基準」、「複素環類農薬工業水質汚染物質排出基準」、「大型車用ガソリンエンジン及び自動車排ガス汚染物質排出制限値・測定方法(中国Ⅲ・Ⅳ段階)」で、そのうち「炭鉱ガス排出基準」は世界初の温室効果ガスの強制的基準となり、また、「農薬工業水排出基準」は中国の農業産業で初めての汚染物質排出基準となる。

<2008年第1四半期の主要経済指標>

項目	金額	前年同期比
国内総生産GDP	61,491億元	10.60%
第一産業	4,720億元	2.80%
第二産業	30,778億元	11.50%
第三産業	25,993億元	10.90%
固定資産投資	21,845億元	24.60%
工業生産(付加価値ベース)		16.40%
社会消費財小売総額	25,555億元	20.60%
貿易総額	5,704億米ドル	24.60%
輸出	3,059億米ドル	21.40%
輸入	2,645億米ドル	28.60%
対内直接投資(実行ベース)	274億米ドル	61.30%
消費者物価上昇率(CPI)		8.00%
外貨準備高	16,822億米ドル	39.94%
都市住民可処分所得	4,386元	11.50%

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close		前日比		
2008.04.14	6.9973	6.9961~7.0052	6.9990	-0.0075	6.9600	0.0815	0.8982	-0.0009	11.0416	-0.0425	3.1500	3459.00	-205.8400
2008.04.15	6.9980	6.9920~7.0010	6.9925	-0.0065	6.9308	-0.0292	0.8974	-0.0008	11.1021	0.0605	3.2400	3513.24	54.2400
2008.04.16	6.9990	6.9916~7.0000	6.9918	-0.0007	6.8836	-0.0472	0.8972	-0.0003	11.1148	0.0127	3.3300	3453.86	-59.3800
2008.04.17	6.9882	6.9834~6.9895	6.9838	-0.0080	6.8638	-0.0198	0.8963	-0.0009	11.1514	0.0366	3.2000	3381.68	-72.1800
2008.04.18	6.9930	6.9916~6.9980	6.9935	0.0097	6.8314	-0.0324	0.8973	0.0010	11.1511	-0.0003	2.7000	3247.44	-134.2400

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は6.9973でオープンした。実需筋の大口の元売りドル買いに一時7台まで下落する場面も見られたが、下値も堅く前半は6.99台での推移となった。16日には0.5%の預金準備率引き上げ(4月25日施行。本件後16%)が発表されると、物価上昇懸念が燃える中、人民元は翌17日に為替制度変更後の最高値を更新し6.9834を付け、週末にかけては反落して結局6.9935で越週となった。今週発表となった第1四半期GDP成長率は前年同期比+10.6%と年初の天候不良や世界景気減速懸念による外需の悪化を主因に前期の伸び率からは1.1ポイントの低下となったものの、堅調な国内消費や高水準の固定資産投資等といった内需により依然として2桁台の強い成長を維持している。当局者が優先課題としている物価上昇圧力抑制については、3月の消費者物価指数は前年同月比+8.3%と前月(同+8.7%)からは伸びが鈍化したものの、生産者物価指数が前年同期比+8.0%と前月(同+6.6%)から上昇を加速しており、引き続き注意が必要。人民元相場は緩やかながらも上値を試す展開を予想する。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。